

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

メディケア生命では、お客さまの利便性向上のため、冊子版「ご契約のしおり・約款」の受領にかえ、メディケア生命ホームページからWeb版「ご契約のしおり・約款」を閲覧する方法をお勧めしております。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法でWeb版「ご契約のしおり・約款」掲載ページにアクセスしてください。

- ① スマートフォン等でQRコードを読み取るか、以下のURLを入力してください。



URL

<https://www.medicarelife.com/management/stipulation/>

*QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

- ② メディケア生命ホームページ(<https://www.medicarelife.com/>)にアクセスし、トップページの「ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

STEP 2

- ご契約前にご覧いただく場合

「ご加入を検討中の方」から、該当する「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ご契約後にご覧いただく場合

「ご契約者の方」から「ご加入中のご契約(検索コードから探す)」をクリックし、生命保険証券等に記載されている「検索コード」をご確認のうえ入力し、検索してください。
生命保険証券等に記載されているQRコードから直接アクセスいただくこともできます。

- お申込みの際に冊子版「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またはメディケア生命にお申し出ください。
● ご契約後に冊子版「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、メディケア生命までお問い合わせください。

お申込みの募集代理店、契約形態等によってはお取扱いのない保険契約の型、特約、保険料の払込回数・払込経路・払込期間等があります。詳細を確認されたい場合は、募集代理店またはメディケア生命までお問い合わせください。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
〈メディケア生命コールセンター〉

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>
TKK-M353106-25048794
M35C0C0D25-V1-0000000

25048794(2025.4.1)

2025年4月

特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)



契約概要 ・ 注意喚起情報

- ① お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。
- ② 主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。

「ご契約のしおり」 「約款」については、最終面にてご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**



メディケア生命
住友生命グループ

この冊子の内容

ご契約に際しての
重要事項
契約概要

特にご注意
いただきたい事項
**注意喚起
情報**

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- がんをはじめとする特定8疾病または特定3疾病を一生にわたり一時金で保障する医療保険です。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

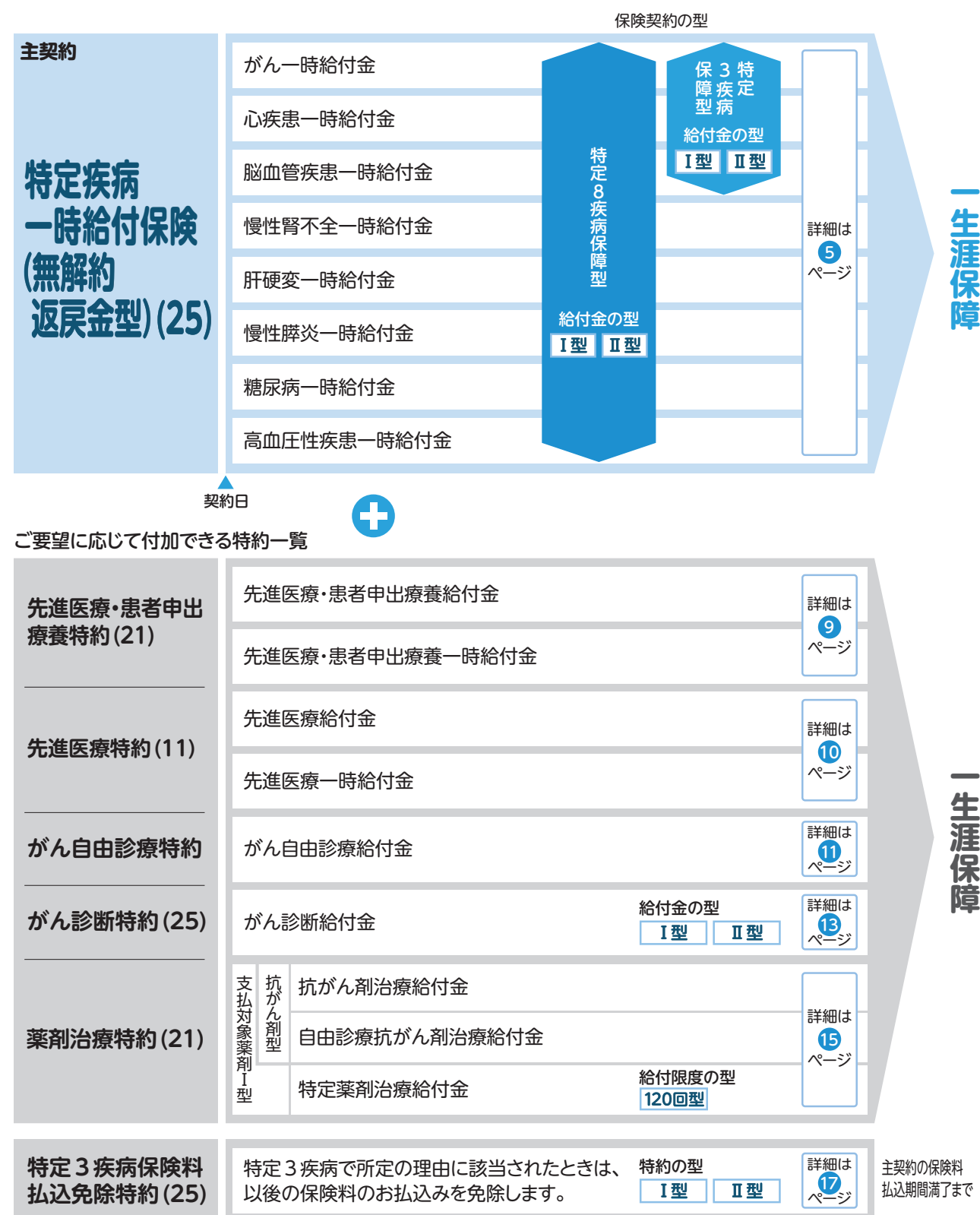
3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身・有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・年払い・半年払い	第1回:振込み扱い・口座振替扱い※・クレジットカード扱い※ 第2回以後:口座振替扱い※・クレジットカード扱い※

※第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



*ご加入にあたって、給付に関する型(特約の型など)には所定の制限があります。

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

*お申し込みいただくご契約の給付金額、保険期間、保険料払込回数、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなることがあります。

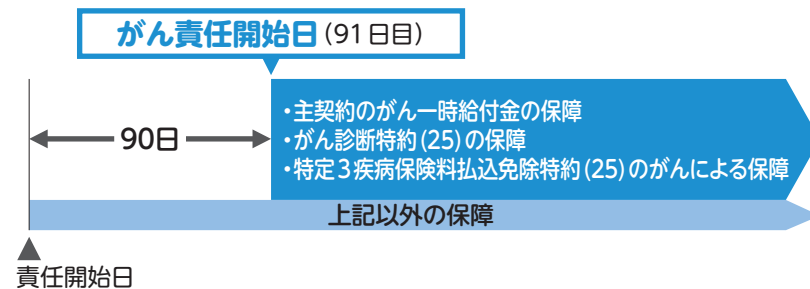
5 がん責任開始日について



ご注意

■主契約のがん一時給付金の保障^{*}、がん診断特約(25)の保障^{*}および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。^{*}

※主契約のがん一時給付金の保障およびがん診断特約(25)の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金およびがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もご契約および特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、がん一時給付金およびがん診断給付金をお支払いします。



6 責任開始前にかんと診断確定されていた場合について

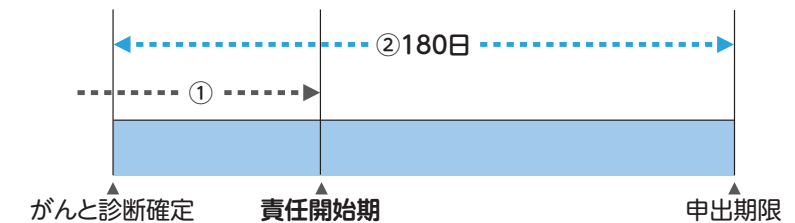


ご注意

■責任開始期前(①)にかんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者からご契約の無効のお申出があったときは、ご契約を無効とします。なお、お申出がないときは、ご契約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、継続したご契約のがん一時給付金はお支払いしません。

*がん以外の疾病による給付金のお支払いがある場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

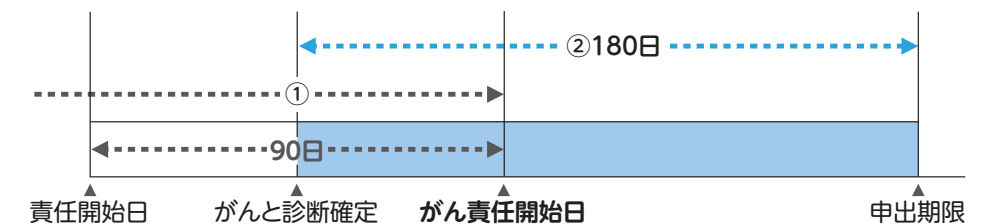


<特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合>

■がん責任開始日前(①)にかんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から無効のお申出があったときは、この特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。



<がん診断特約(25)を付加した場合>

■責任開始期前にかんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、この特約は無効となります。

*無効とは、ご契約または特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25) (主契約)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定8疾病保障型	特定3疾病保障型	がん一時給付金	I型 初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ① 次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ② 診断確定されたがんの治療を目的として入院を開始されたとき ^{※1}	基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額
	特定8疾病保障型	がん一時給付金	II型 初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ① I型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ② I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき ^{※1} ③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。) ^{※2} による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療 ^{※2} または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療	基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 基本給付金額

*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

※1 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※2 薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定8疾病保障型	特定3疾病保障型	心疾患一時給付金	I型 初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき ^{※3} 、または③の手術を受けられたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 基本給付金額
			II型 初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき 2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき ^{※4} 、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき	
	特定8疾病保障型	脳血管疾患一時給付金	I型 初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき ^{※5} 、または③の手術を受けられたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 基本給付金額
			II型 初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき ^{※6} 、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき	

※3 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき
・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※4 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、心疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※5 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき
・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※6 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、脳血管疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

お支払いする 給付金		お支払理由	お支払金額	お支払 限度
特定 8 疾病保障型	慢性腎不全 一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断され、慢性腎不全の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
		2回目以後 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき ^{※7}	2回目以後 基本給付金額	
	肝硬変 一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断され、肝硬変の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
		2回目以後 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき ^{※8}	2回目以後 基本給付金額	
	慢性膵炎 一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性膵炎と医師によって診断され、慢性膵炎の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
		2回目以後 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき ^{※9}	2回目以後 基本給付金額	
	糖尿病 一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として糖尿病を発病し、次のいずれかに該当されたとき ①糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術 ^{※10} を受けられたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる切断術 ^{※11} を受けられたとき ③糖尿病の治療を目的として、180日以上継続したインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療を除きます。)を受けられたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
		2回目以後 直前の糖尿病一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の手術または②の切断術を受けられたとき	2回目以後 基本給付金額	
	高血圧性 疾患 一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患による大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	初回 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
		2回目以後 直前の高血圧性疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の手術を受けられたとき	2回目以後 基本給付金額	

※7 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、慢性腎不全の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※8 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、肝硬変の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※9 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、慢性膵炎の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※10 対象となる糖尿病性網膜症の手術とは、網膜または硝子体に対する手術をいいます。

※11 対象となる糖尿病性壊疽の切断術とは、1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。

がん一時給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
 - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)
 - または、
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、[メディケア生命ホームページ](https://iyakuhin.medicarelife.com/)の「[医薬品ナビ](#)」(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。
がん一時給付金の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
「[医薬品ナビ](#)」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

慢性腎不全一時給付金について

- 慢性腎不全の原因となる疾病により、以下のいずれかに該当されたときは、慢性腎不全と医師によって診断されたものとみなします。
 - ・医師の指示により永続的に行う人工透析療法を開始されたとき
 - ・医療機関において腎移植術(自家腎移植を除きます。)を受けられたとき

糖尿病一時給付金について

- 糖尿病性網膜症により、両眼の視力の和が初めて0.08以下となり回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。

高血圧性疾患一時給付金について

- 高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。



ご注意

<各給付金共通>

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金、糖尿病一時給付金および高血圧性疾患一時給付金の共通事項について>

- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

<がん一時給付金について>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

8 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

先進医療・患者申出療養特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

- 先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。

先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円
先進医療一時給付金		5万円	

- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

がん自由診療特約

お支払いする 給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん 自由診療 給付金	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	厚生労働大臣が定める先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算1億円 (1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)
		特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 ①自由診療による療養に対する費用と同額 ②上記①以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 ③自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	

*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、被保険者がその療養を受けられた病院または診療所に支払うべき費用を限度とします。
- 所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、その自由診療による療養を受けられた特定病院が定める料金規程にもとづいて算定される金額(料金規程にもとづく算定ができない場合は、その特定病院の長等により承認された金額)の合計額を限度とします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって同一の所定の評価療養による一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって所定の自由診療による療養を受けられたときは、それらの療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 同一の所定の評価療養または所定の自由診療による療養が複数回にわたって継続して行われた場合で、その継続して行われた療養について複数の診療計画が作成されたときは、それらの診療計画を1つの診療計画とみなします。
- 診療計画にもとづき行われた所定の評価療養または所定の自由診療による療養が、その診療計画における治療期間をこえて行われた場合は、その評価療養または自由診療による療養が継続して行われていた期間中の療養は、その診療計画にもとづく療養とみなします。
- がん自由診療給付金のお支払いが通算して1億円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

お支払いの対象となる評価療養および自由診療について

- お支払いの対象となる評価療養は、がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破壊の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養とします。ただし、療養を受けられた日現在において、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
- お支払いの対象となる自由診療は、療養を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす療養とします。
 - ①がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破壊の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養であること
 - ②当該療養の実施が倫理的および科学的に妥当であること等を審査する機関(倫理審査委員会等の法令等にもとづいて設置される機関とします。)の審査を受け、特定病院の長等実施を許可された療養であること
 - ③公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養以外の療養であること

特定病院について

- 特定病院とは、療養を受けられた時点において、次の①～③のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

- ①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院
 - ・都道府県がん診療連携拠点病院
 - ・地域がん診療連携拠点病院
 - ・国立研究開発法人国立がん研究センター
 - ・特定領域がん診療連携拠点病院
 - ・地域がん診療病院
 - ・小児がん拠点病院
 - ・小児がん中央機関
 - ・がんゲノム医療中核拠点病院
 - ・がんゲノム医療拠点病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。)
 - ・特定機能病院
- ②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所
 - ・都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
 - ・地域医療支援病院
- ③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」
(<https://tokuteibyoin.medicarelife.com/search/>)**をご確認ください。**
「特定病院ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



- 以下の費用は、所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額には含まれません。
 - ・公的医療保険制度における評価療養または、厚生労働大臣が定める患者申出療養による療養に対する費用に相当する費用
 - ・公的医療保険制度における選定療養のうち、差額ベッド代に相当する費用
 - ・妊孕性温存療法に対する費用
 - ・遺伝子パネル検査に対する費用
 - ・医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン等)に要した費用
 - ・日常生活上のサービスにかかる費用(テレビ代、クリーニング代等)および文書の発行にかかる費用(診断書代等)
- 同一の被保険者において、メディケア生命のがん自由診療特約を重複して付加することはできません。

お支払いする 給付金		お支払理由	お支払 金額	お支払限度
がん診断 給付金	I 型	初回 2回目以後 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ① 次のいずれかががんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ② 診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき*	がん診断 給付金額	通算限度 なし (1年に1回)
	II 型	初回 2回目以後 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ① I 型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ② I 型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき* ③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

※直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

●がんには上皮内がんを含みます。

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
- ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)
- または、
- 欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、[メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」](https://iyakuhin.medicarelife.com/)(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。



ご注意

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

お支払いする給付金			お支払理由		お支払金額	お支払限度
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤型	抗がん剤治療給付金	がん	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した がん の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
		自由診療抗がん剤治療給付金		初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した がん の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額×2倍	通算24回 (同一月に1回)
		特定薬剤治療給付金	次のいずれかに該当されたとき		特定薬剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、特定薬剤治療給付金額	通算120回 (同一月に1回)
			心疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 心疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
			脳血管疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 脳血管疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、手術・処置・検査の際の血液凝固を防止することを目的とする医薬品の投与や臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

●病院等で処方せンを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せンを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について

●がんには上皮内がんを含みます。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、特約の型、対象疾病に応じて下表のとおりです。

特約の型		対象疾病	支払対象薬剤	
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤型	がん	抗がん剤(ホルモン剤含む)	がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬
		心疾患	抗血栓薬	血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬
		脳血管疾患		

●抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

●自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
 - ・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

*患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



<各給付金共通>

- 処方せンを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- お支払いは同一月に1回を限度とします。

<支払対象薬剤について>

- 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤について、**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り、)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**
- 心疾患および脳血管疾患の支払対象薬剤について、**シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。**

(お支払いの対象外となる薬剤の例)

- アスピリン
- アスピリン・ダイアルミネート
- アスピリン・ランソプラゾール配合剤

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

特定3 疾病保険料払込免除特約(25)

特約の型に応じて、以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

特定3 疾病	お払込免除の理由	
がん	I 型・II 型	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I 型	①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II 型	①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I 型	①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II 型	①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき

●がんには上皮内がんを含みます。

9 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 特定3 疾病保険料払込免除特約(25)の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
*特定3 疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合の保険料のお払込免除については、17 ページをご確認ください。

10 配当金については以下のとおりです。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。

11 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、基本給付金額の10%相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。

特にご注意ください
いただきたい事項

注意喚起 情報

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。
したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「**契約概要**」「**ご契約のしおり**」「**約款**」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「**ご契約のしおり**」をご参照ください。

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 責任開始期について

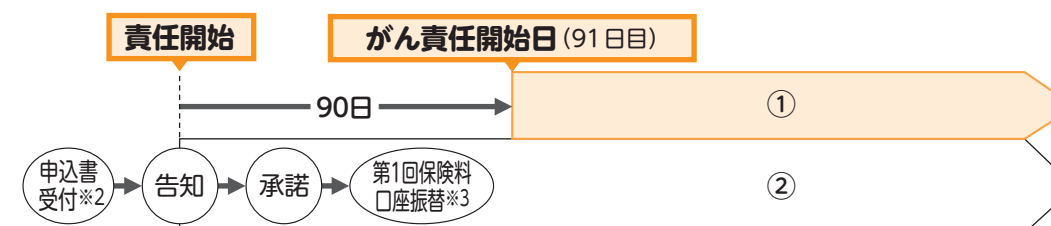
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。^{※1}

①	がん一時給付金の保障 ^{※1} 、がん診断給付金の保障 ^{※1} および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障
②	上記以外の保障

^{※1} がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは③ページ(契約概要)「**▲ご注意**」をご確認ください。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



^{※2} 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

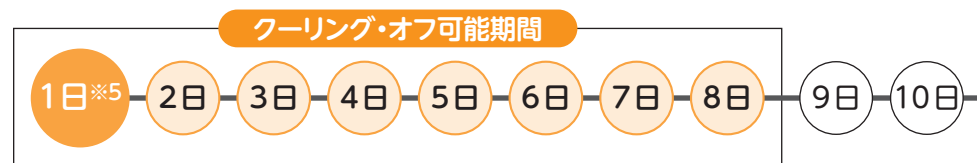
^{※3} 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の[責任開始期について]をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。
*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の[生命保険募集人について]をご参照ください。

4 申込日^{※1}または注意喚起情報の交付日^{※2}のいずれか 遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、 書面または電磁的記録^{※3}によりクーリング・オフ^{※4}ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
- ※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。
- ※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- ※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
- ※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
- 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出してください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名 *証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください。)
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

<書面の記入例>

*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	目出 太郎
被保険者	目出 太郎
親権者・後見人	目出 花子
生年月日	●年●月●日
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名	新メディフィットPlus
証券番号	12345678901
募集代理店名	〇〇代理店
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。	
返金先口座	●●銀行 ●●支店 普通 口座番号●●●●●●●●
口座名義	目出 太郎
■クーリング・オフの理由	
	〇年〇月〇日 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
(例)・商品内容を再検討したため。・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。・資金が必要となったため。

<電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。
【専用フォーム】 <https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>
この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

 0120-315056

5 給付金などのお支払理由が発生しても、 お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。
*がん責任開始日前にがんと診断確定された場合は③、④ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があってご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、
ご契約が失効します。

7 万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

失効・失効取消・復活について

- 保険料払込期中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌々月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、健康状態などについての告知は不要です。
- 万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。*)
※がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いはいは③ページ(契約概要)[▲ご注意]をご確認ください。

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の死亡返還金があります。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[生命保険契約者保護機構について]をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820
	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について][その他の諸手続きについて]をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにのお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにのお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
 - 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
 - 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
 - 新たにのお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
 - 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
 - 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- *予定利率については、「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらなくご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などのご請求手続きについて]、「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」の[給付金・保険金などをもらなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

減額について

- 主契約の基本給付金額・初回上乗せ基本給付金額を減額されるときは、減額前後で基本給付金額と初回上乗せ基本給付金額の割合は変わりません。
- 薬剤治療特約(21)(抗がん剤型を除く)の抗がん剤治療給付金額・特定薬剤治療給付金額を減額されるときは、減額前後で抗がん剤治療給付金額と特定薬剤治療給付金額の割合は変わりません。

特約の中途付加について

- 特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・ 苦情については、メディケア生命コールセンターおよび 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で 受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

MEMO

Lined area for writing on page 11.

Lined area for writing on page 12.